

平成 31 年 2 月 19 日
日立造船因島生活協同組合
理事長 神野 孝光

平成 30 年度「住所不明組合員のみなし脱退手続き」についての公告

「定款第 10 条第 2 項」ならびに「不明組合員の脱退手続きに関する規約」に基づき、住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公告を行います。

1. 対象組合員

今回の「みなし脱退」の対象となるのは、毎年 8 月に送付しております「出資残高明細書」が宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれない、かつ増資、減資、住所変更が 3 年間されていない組合員の方が対象となります。

「出資残高明細書」が届いていない組合員の方は問い合わせ下さい。

2. 公示期間

平成 31 年 2 月 19 日～平成 31 年 3 月 20 日

3. 対象組合員の名簿閲覧と問い合わせ

上記期間、生協センターで住所不明組合員の確認ができます。

住所確認のとれた方については、「みなし脱退」の対象者から除外させていただきます。

4. 閲覧後の処理

公示期間終了後、所在が確認できなかった組合員については、「みなし脱退者」として、理事会で確認を行い、通常総代会に報告します。

5. みなし脱退後の対応

みなし脱退処理後であっても、当該組合員本人からの申し出があれば、組合員としての権利は復活し、出資金は平成 30 年 3 月 31 日時点の残高で組合員名簿に登録をします。また、出資金の払い戻し請求があれば、出資金残高を返還致します。

6. 名簿閲覧申し込み・問い合わせ窓口

0845-22-2560 日立造船因島生活協同組合 総務部